

マイホーム  
My  
Style!

キャンペーン実施中!

もしもの際にも、安心をプラス

新規の方も  
借換えの方も

# 〈地銀協〉3大疾病保障 特約付

## 団体信用生命保険

がん + 急性心筋こうそく + 脳卒中

上乗せ金利引き下げキャンペーン実施中!

平成26年3月31日(月)住宅ローンお申込み受付分まで

キャンペーン期間中、  
上乗せ金利引き下げ!

上乗せ金利		
お借入れ時の年齢	通常時	キャンペーン期間※
満20歳以上 満40歳未満		年0.10%
満40歳以上 満45歳以下	年0.30%	年0.15%
満46歳以上 満50歳以下		年0.20%

※対象となる方:平成25年12月1日以降、平成26年3月31日までに住宅ローンをお申込みいただいた方が対象です。

家族に  
安心

死亡・高度障害保障に3大疾病保障がプラス!

「がん」「急性心筋こうそく」「脳卒中」と診断され、所定の支払事由に該当された場合、

住宅ローン残高が0円。

[最高お借入金額1億円]

### 団体信用生命保険

万一、死亡・高度障害のとき  
住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

プラス

### 3大疾病保障特約

もしも、「がん」「急性心筋こうそく」「脳卒中」と診断されたとき  
住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

■ 住宅ローン残高が完済となるには所定の条件があります。

■ 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

所定の条件がありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

親切で新しい…



池田泉州銀行

## 3大疾病保障特約付団体信用生命保険

# 従来の死亡・高度障害に加え、3大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）と診断された時に住宅ローン残高相当額が支払われます。

（この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、池田泉州銀行が保険金受取人となり、住宅ローンをご利用される方を被保険者とした団体信用生命保険です。池田泉州銀行が保険料を負担しますので、お客様のご負担はございません。）

住宅ローンのお申込みと同時に、原則告知のみでご加入いただけます。

保険金額は最高1億円までとなります。

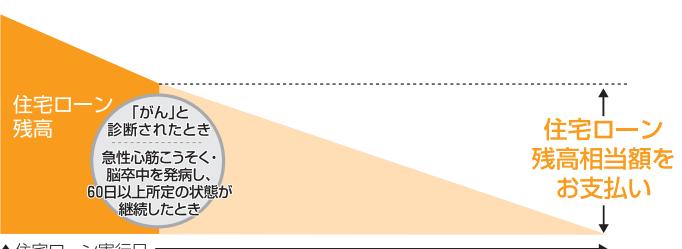
保険金額が3,000万円を超える場合は「健康診断結果証明書」が必要になります。

## 団体信用生命保険

## 3大疾病保障特約

万一、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます。

被保険者が保険期間中に所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師により診断確定された場合、急性心筋こうそく・脳卒中を発病し60日以上所定の状態が続いた場合に住宅ローン残高相当額の3大疾病保険金が支払われ、住宅ローン返済に充当されます。



- ▲住宅ローン実行日  
※住宅ローン実行日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたときはお支払い対象とはなりません。  
※3大疾病保険金または死亡・高度障害保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。  
※住宅ローンが契約にいたらなかった場合は、ご加入いただけません。  
※過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社がご加入をお断りする場合がございます。

◎ここでの保険に関する説明は、池田泉州銀行が住宅ローン利用者のみなさまの便宜のために自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

ご利用いただける方	新規で池田泉州銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、最終ご返済時の年齢が満75歳以下の方 ※但し、ご契約いただいた住宅ローンによっては、条件が異なる場合がございます。
-----------	--

## 3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要

保険名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険						
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務に充当するしきみの団体保険です。						
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき						
高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき						
お支払事由	<table border="1"><tr><td>3大疾病保険金</td><td>悪性新生物 保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。  急性心筋こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき  脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</td></tr></table>	3大疾病保険金	悪性新生物 保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。  急性心筋こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき  脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき				
3大疾病保険金	悪性新生物 保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。  急性心筋こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき  脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき						
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（消滅）します。 被保険者一人あたりの限度額は、他の銀行からの借入金を含め、「地銀協3大疾病団信制度」と「地銀協住宅ローン団信制度」を通算して1億円となります。						
保険金が支払われない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>保険金をお支払いできない場合</td></tr><tr><td>死亡保険金・高度障害保険金</td><td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (6)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (8)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき</td></tr><tr><td>3大疾病保険金</td><td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき (4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき (5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等とみとめられるとき (6)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (7)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき</td></tr></table>	名称	保険金をお支払いできない場合	死亡保険金・高度障害保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (6)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (8)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	3大疾病保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき (4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき (5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等とみとめられるとき (6)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (7)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき
名称	保険金をお支払いできない場合						
死亡保険金・高度障害保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (5)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (6)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (8)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき						
3大疾病保険金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され、「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されたとき (4)保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき (5)保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等とみとめられるとき (6)重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む） (7)保障開始日よりも前に発症した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき						
保障開始日	融資実行日または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。						
保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなつたとき ・融資について期限の利益を失つたとき ・保険金が支払われたとき ・被保険者の年齢が満76歳に達したとき						
告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただきことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。						

〈ご注意〉この「3大疾病保障特約付団体信用生命保険の概要」は、3大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したもので

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。（保険会社登録番号）Y-A-14-LF-000807

親切で新しい…

池田泉州銀行

詳しくはお近くの窓口までお気軽にご相談ください。



池田泉州銀行ホームページ <http://www.sihd-bk.jp>

(2013年12月1日現在)

No.7220